

# 第3回愛知県海岸保全基本計画検討委員会資料

平成27年2月5日

愛知県

## 1. これまでの検討委員会等を踏まえた 海岸保全基本計画(変更)への反映事項について

- ① 技術部会で議論された海岸防護に関する技術的事項の反映
- ② 海岸法(H26改正)事項の反映
- ③ 検討委員会の意見の反映

## 2. 海岸保全基本計画の変更(案)について

○三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 変更(案)【別添 資料2】

- ・第1章 海岸の保全に関する基本的な事項(愛知県、三重県)
- ・第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項(愛知県)

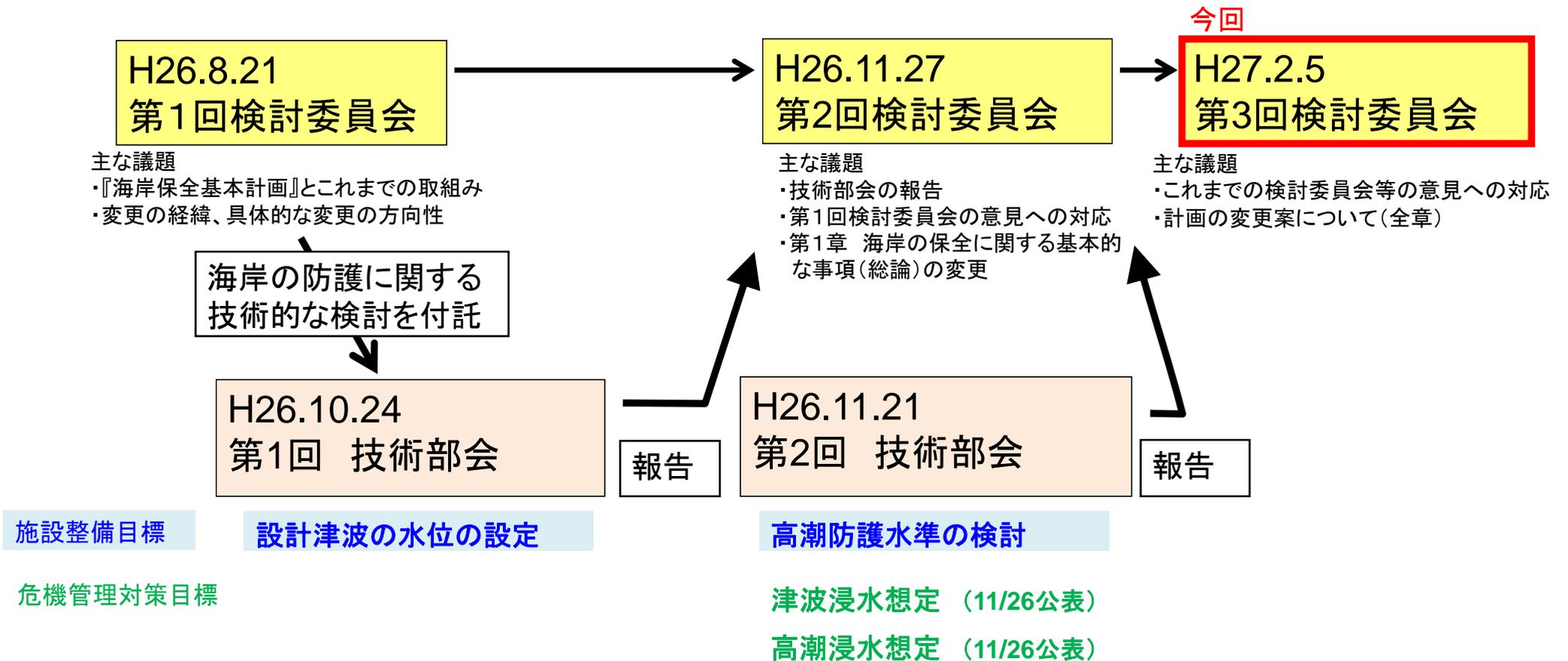
○遠州灘沿岸海岸保全基本計画 変更(案)【別添 資料3】

- ・第1章 海岸の保全に関する基本的な事項(愛知県、静岡県)
- ・第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項(愛知県)

## 3. 今後の予定

# 1. これまでの検討委員会等を踏まえた 海岸保全基本計画(変更)への反映事項

## 愛知県海岸保全基本計画検討委員会



【技術部会は、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場である。】

## ① 技術部会で議論された海岸防護に関する技術的事項の反映

### ○外力のレベルに応じた対策の確立

#### ・地震・津波対策、高潮対策

#### ①海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

【比較的発生頻度の高い一定程度の外力】

#### ②危機管理対策を構築する上での目標（危機管理対策目標）

【発生頻度は極めて低い最大クラスの外力】

### ○海岸保全施設整備における新たな知見の反映

- ・施設整備目標を超える外力により、堤防の天端から越流が生じた場合であっても、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造上の工夫

### ○総合的な防災対策（多重防御）への取組み

- ・津波対策 …… 津波浸水想定をもとにハード、ソフトを組み合わせた総合的な防災対策を推進。
- ・高潮対策 …… 高潮浸水想定などを活用し、ハザードマップ作成支援などハード、ソフトを組合わせた総合的な防災対策の推進。

## ② 海岸法（H26改正）事項の反映

### ○海岸の適切な維持管理の確保

- ・海岸保全施設を良好な状態に保つよう、予防保全の観点から「長寿命化計画」を策定し、維持修繕を適切に行う

### ○水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

- ・現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための体制を強化

### ③ 検討委員会の意見の反映

#### 高潮対策の目標について

##### 【主な意見】

- ・外力のレベルに応じた目標設定（対策の確立）は、誤解を与えない表現で基本計画に位置付けをする必要がある。《第2回意見》
- ・施設整備の長期的な目標を基本計画へ位置付ける必要がある。《第2回意見》
- ・河口部の水門設置を始め、行政領域を離れて海岸線全体として守るという立場での記述が必要である。《第1回、第2回意見》

##### 【対応方針】

- ・目標設定は、適切な表現で記述するとともに、施設整備の長期的な目標についても位置付ける。
- ・河川、港湾、漁港の各管理者ならびに関係機関と連携していく旨を記載。

#### 総合的な防災対策の推進

##### 【主な意見】

- ・海岸防災林、道路の嵩上げなど、既存施設を活用した多重防御の位置付けをしていく必要がある。《第1回、第2回意見》
- ・ハード対策のみならず、ソフト対策も考えていく必要がある（大規模な利用者に対する避難誘導方法）。《第2回意見》

##### 【対応方針】

- ・海岸管理者のみならず、関係機関を含めた総合的な防災対策について、具体的な内容を基本計画に位置付ける。

### ③ 検討委員会の意見の反映

#### 海岸環境、公衆の適正な利用に配慮した施設整備

##### 【主な意見】

- ・砂浜の生物に配慮した施設整備を行う必要がある。《第1回、第2回意見》
- ・観光面にも配慮した施設整備を行う必要がある。《第2回意見》
- ・台風来襲時の漂着流木の処理の対応を計画に位置づけるべきである。《第1回意見》
- ・外来生物による干潟環境の劣化への対応について計画に位置づけるべきである。《第1回意見》
- ・アカウミガメの生育環境への配慮について、計画に位置づけるべきである。《第1回意見》

##### 【対応方針】

- ・「防護、環境、利用」の調和のとれた海岸保全を目指し、現行基本計画を踏襲しながら現地に即した施設の整備を推進していく。
- ・関係機関が連携して、海岸環境や海岸景観の保全に努めていく。

#### 施設整備における地域のコンセンサス

##### 【主な意見】

- ・施設整備の際は地域のコンセンサスを得ることが重要であり、基本計画への位置付けを検討する必要がある。《第2回意見》

##### 【対応方針】

- ・計画書「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」内で、施設整備における地域の合意形成を位置づける。

## 2. 海岸保全基本計画の変更(案)について

- 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 変更 (案)【別添 資料2】
- 遠州灘沿岸海岸保全基本計画 変更 (案)【別添 資料3】

### 3. 今後の予定

## 計画変更までの流れ

### ■今後の事務手続き等

#### ○ 隣県との調整

【遠州灘沿岸】： 静岡県との調整

【三河湾・伊勢湾沿岸】： 三重県との調整

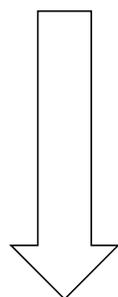
#### ○ 関係市町村及び関係海岸管理者の意見聴取（法第二条の三 第三項）

【関係市町村】： 説明会

【海岸管理者】： 連絡調整会議

#### ○ 関係住民の意見聴取（法第二条の三 第四項）

・愛知県沿岸を4ブロックに分けて住民説明会を開催し意見聴取（H27年3月予定）



上記における意見内容を踏まえた  
『最終変更（案）』を  
委員に報告

#### 《住民説明会 開催イメージ》

ブロック	開催箇所(予定)	対象市町村
尾張ブロック	弥富市	弥富市、飛島村、名古屋市
知多ブロック	半田市	東海市、知多市、常滑市、美浜町、南知多町、武豊町、半田市、東浦町
西三河ブロック	西尾市	刈谷市、高浜市、碧南市、西尾市
東三河ブロック	豊橋市	蒲郡市、豊川市、豊橋市、田原市

#### ○公表(告示)、大臣提出（法第二条の三 第6項）

※ 公表に際しては隣県と連名